

國際・公共政策教育部

IX 国際・公共政策教育部

一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則

(目的)

第1条 この規則は、一橋大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）中、教育部において定めるように規定されている事項、一橋大学学位規則（平成16年規則第72号。以下「学位規則」という。）及び一橋大学大学院国際・公共政策教育部（以下「本教育部」という。）において必要と認める事項を定めることを目的とする。

(課程)

第2条 本教育部に、専門職学位課程を置く。

2 専門職学位課程は、国際・公共政策に関する専門家として、法律学、国際関係、経済学のいずれかの分析方法を習得しつつ、隣接分野の視点も取り入れ、現実の諸問題に実践的に取り組み、政策を国内外に発信できるプロフェッショナルな人材の育成を目的とする。

(プログラム等)

第3条 本教育部に、国際・行政コースと公共経済コースを置く。また、国際・行政コースには公共法政プログラム及びグローバル・ガバナンス・プログラムを、公共経済コースには、公共経済プログラム及びアジア公共政策プログラムを設ける。

2 グローバル・ガバナンス・プログラムに外交政策サブプログラムを設ける。

(社会人1年コースの設置)

第4条 公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム及び公共経済プログラムに社会人1年コースを設ける。

(教育方法の特例)

第5条 本教育部は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(修了要件)

第6条 本教育部の修了要件は、2年以上在学し、44単位以上（ワークショップの単位を含む。）を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会人1年コースの修了要件は、学則第37条ただし書に基づき、1年以上在学し、44単位以上（ワークショップの単位を含む。）を修得することとする。

3 第1項の規定にかかわらず、交流協定に基づくダブルディグリー学生の修了要件は、学則第68条第2項に基づき、1年以上在学し、44単位以上（ワークショップの単位を含む。）を修得することとする。

(科目及び単位数)

第7条 本教育部に開設する科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第8条 授業科目の履修については、一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則（平成19年規則第21号。以下「教育部細則」という。）に定めるところに従い、単位を修得することとする。

(履修科目の登録)

第9条 学生は、履修しようとする科目を所定の期間内に登録しなければならない。ただし、登録した履修科目を所定の期間に撤回できるものとする。

2 留学又は休学等のため所定の期間内に登録ができない場合は、その事由が止んだのち遅滞なく、登録をしなければならない。

(成績評価)

第10条 各科目の評価は、試験の結果、提出課題、平常点などにより行う。

2 評価は以下の基準により、C以上を合格とする。

A+（到達目標を達成し、極めて優れている。）

A（到達目標を達成し、特に優れている。）

B（到達目標を達成し、優れている。）

C（到達目標を達成し、合格水準に達している。）

F（到達目標を達成していない。不合格）

- 3 第2項にかかわらず、「Seminar I」、「Seminar II」、「Euro - Asia Summer School」、「International Seminar (UK)」、「Managing the SDGs - SIGMA Global Active Learning」、「Responsible Digital Transformation - SIGMA Global Active Learning」及び「Supervised Reading for Double Degree Students」の成績は、E（合格）及びF（不合格）の2段階とする。

（GPAによる成績評価）

第10条の2 前条に定める成績評価に付与するGP(Grade Point)及びGPA(Grade Point Average)の算出については別に定める。

（試験）

第11条 学科試験は、期日を定めて行う。

- 2 前項のほか、教育部教授会が特に必要と認めた場合は、追試験を行うことができる。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第12条 学生が本教育部入学前に本学他研究科、外国の大学院又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、教育部細則に定めるところにしたがい、第6条に定める単位として算入することができる。

- 2 前項の規定は、学生が本教育部在学中に外国の大学院に留学する場合について準用する。

- 3 前2項の授業科目の成績は、E（合格）とする。

（課程修了の認定手続）

第13条 学則第71条第3項の規定に基づく手続については別に定める。

（再入学）

第14条 学則第51条の規定に基づき再入学を志願する者については、選考の上、再入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により、入学する者に係る選考に関する事項及び入学後の取扱いについては、教育部教授会が定める。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は教育部細則及び本教育部教授会が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年5月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年11月2日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項は、アジア公共政策プログラムに平成19年10月1日以降に入学する者に適用し、それ以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、アジア公共政策プログラムについては、第11条の改正規定は、平成19年10月1日以降に入学する者に適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
2 改正前の規則別表中に示された科目のうち、次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の科目		新規則上の科目	
授業科目の名称	単位数	授業科目の名称	単位数
Monetary and Fiscal Policy in Japan	2	Monetary Policy in Japan	2
English Thesis Writing I	2	English Thesis Writing I-a	2
		English Thesis Writing I-b	2

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正前の規則に示された授業科目に基づいて取得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正前の規則に示された授業科目に基づいて取得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

- この規則は、平成25年5月8日から施行し、改正後の一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 改正前の規則別表中に示された授業科目のうち、次表左欄に掲げる科目を履修した者は、同表右欄に掲げる科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の科目		新規則上の科目	
授業科目の名称	単位数	授業科目の名称	単位数
New Approaches to International Law and Relations	2	New Approaches to International Law and Relations I	2

附 則

- この規則は、平成25年10月2日から施行し、改正後の一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則の規定は、平成25年9月30日から適用する。
- 改正前の規則別表中に示された科目のうち、次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の科目		新規則上の科目	
授業科目の名称	単位数	授業科目の名称	単位数
Asian Economic Development	2	Asian Economic Development and Integration	2

- 改正前の規則に示された授業科目に基づいて取得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

この規則は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 改正前の規則別表中に示された科目のうち、次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の科目		新規則上の科目	
授業科目の名称	単位数	授業科目の名称	単位数
Monetary Policy in Japan	2	Monetary Policy in Theory and Practice	2

- 3 改正前の規則に示された授業科目に基づいて取得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則別表中に示された科目のうち、次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の科目		新規則上の科目	
授業科目の名称	単位数	授業科目の名称	単位数
軍縮・核不拡散論	2	軍縮・不拡散論	2
経済統計分析 I	2	経済統計分析入門	2

- 3 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

この規則は、平成28年7月6日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、アジア公共政策プログラムに関しては、平成29年度夏学期の最終日までの間、改正後の一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則第10条第2項及び第3項の規定は適用しない。
- 2 改正前の規則別表中に示された科目のうち、次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の科目		新規則上の科目	
授業科目の名称	単位数	授業科目の名称	単位数
日本研究Ⅱ	2	日本研究	2

- 3 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に履修した授業科目の成績評価については、改正後の一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則第10条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則別表中に示された科目のうち、次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の科目		新規則上の科目	
授業科目の名称	単位数	授業科目の名称	単位数
History of Cold War	2	US Foreign Policy	2
International Political Economy of Asia-Pacific	2	Theories and Practices of International Security	2
地球環境と開発援助	2	地球環境と開発金融	2
NGO/NPO論	2	市民社会論	2

- 3 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- この規則は、令和元年9月1日から施行する。
- 改正前の規則別表中に示された科目のうち、次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の科目		新規則上の科目	
授業科目の名称	単位数	授業科目の名称	単位数
Fundamentals of Econometric Methods	4	Fundamentals of Econometric Methods I	2
		Fundamentals of Econometric Methods II	2
Economics of Public Sector	4	Economics of Public Sector I	2
		Economics of Public Sector II	2
English Thesis Writing I-a	2	English Thesis Writing I	2
English Thesis Writing I-b	2		

- 3 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正前の規則別表中に示された科目のうち、次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の科目		新規則上の科目	
授業科目の名称	単位数	授業科目の名称	単位数
Monetary Policy in Theory and Practice	2	Central Banking	2
International Economy and Finance	2	Current Issues in International Economy and Finance	2

- 3 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行とする。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位について、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年9月10日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に示された授業科目に基づいて修得した単位については、改正後においても有効とする。

別表（第7条関係）

授業科目の名称	単位数
国際・公共政策専攻 (専門職学位課程)	
◇公共経済コース (公共経済プログラム)	
<基礎科目>	
ミクロ経済分析	4
マクロ経済分析	4
計量経済分析	4
公共経済分析Ⅱ	2
<コア科目>	
<応用科目>	
地方財政論	2
応用計量経済分析Ⅰ	2
応用計量経済分析Ⅱ	2
応用計量経済分析Ⅲ	2
公共支出論	2
医療保険政策論	2
医療産業政策論	2
医療経済政策論	2
医療と保険	2
医療管理学	2
保健医療とリスク管理	2
医療工学概論	2
医療経済分析	2
開発経済論Ⅰ	2
開発経済論Ⅱ	2
<事例研究>	
公共政策セミナーⅠ	2
公共政策セミナーⅡ	2
公共政策セミナーⅢ	2
公共政策セミナーⅣ	2
特殊講義（公共経済）	2
医療経済学セミナー	2

<ワークショップ等>	
コンサルティング・プロジェクト指導Ⅰ	2
コンサルティング・プロジェクト指導Ⅱ	2
公共政策ワークショップ	2
1年コース特別ワークショップⅠ	2
1年コース特別ワークショップⅡ	2
特別研究指導Ⅰ	2
特別研究指導Ⅱ	2
特別研究指導Ⅲ	2
特別研究指導Ⅳ	2
(アジア公共政策プログラム)	
<基礎科目>	
<コア科目>	
Microeconomics for Public Policy	4
Macroeconomics: Theory and Policy	4
Fundamentals of Econometric MethodsⅠ	2
Fundamentals of Econometric MethodsⅡ	2
Economics of Public SectorⅠ	2
Economics of Public SectorⅡ	2
Financial Programming for Macroeconomic Policy Formulation	1
<応用科目>	
Economic Analysis of Public Investments	2
Current Issues in International Economy and Finance	2
Fiscal Decentralization and Local Government Finance	2
Tax PolicyⅠ: Tax Policy and Systems	2
Tax PolicyⅡ: International Taxation	2
Economic Analysis of Social Policy	2
Economic Analysis of Regulation and Public Enterprise	2
Financial Sector Reform and Development	2
Field Research on Tax Administration	6
Asian Economic Development and Integration	2
Central Banking	2
Economic Analysis of Tax Systems	2
Economic Analysis of Social Security Systems	2
Regional Financial Arrangements and Economic Surveillance in East Asia	2
<事例研究>	
<ワークショップ等>	
Workshop on Current Topics	2
Issues on Public PolicyⅠ	2
Issues on Public PolicyⅡ	2
Issues on Public PolicyⅢ	2
Issues on Public PolicyⅣ	1
Issues on Public PolicyⅤ	1
Issues on Public PolicyⅥ	1
Issues on Public PolicyⅦ	1
Issues on Public PolicyⅧ	1
Issues on Public PolicyⅨ	1
Issues on Public PolicyⅩ	1
English Thesis WritingⅠ	2
English Thesis WritingⅡ	2

ESG Investing and SDGs	2
Seminar I	4
Seminar II	4
◇国際・行政コース	
(公共法政プログラム)	
<基礎科目>	
憲法政策	2
行政法概論	2
<コア科目>	
法と公共政策	2
行政法特論	2
行政学Ⅱ・応用	2
租税政策	2
行政管理論	2
<応用科目>	
情報法政策	2
環境法政策	2
労働法Ⅰ	2
労働法Ⅱ	2
独占禁止法	2
知的財産法Ⅰ	2
知的財産法Ⅱ	2
地方行政論Ⅰ	2
地方行政論Ⅱ	2
<事例研究>	
立法学	2
政策法務研究	2
特殊講義(公共法政)	2
<ワークショップ等>	
公共法政ワークショップⅠ	2
公共法政ワークショップⅡ	2
公共法政ワークショップⅢ	2
公共法政ワークショップⅣ	2
1年コース特別ワークショップⅠ	2
1年コース特別ワークショップⅡ	2
特別研究指導Ⅰ	2
特別研究指導Ⅱ	2
特別研究指導Ⅲ	2
特別研究指導Ⅳ	2
(グローバル・ガバナンス・プログラム(外交政策サブプログラムを含む。))	
<基礎科目>	
History of International Order	2
US Foreign Policy	2
Global Governance Theory	2
国際政治学基礎論	2
国際組織論	2
日本研究	2
Presentation for English Interaction	2
English Writing for Researchers	2

国際政治のデータ分析I	2
アカデミックライティング (IPP)	2
<コア科目>	
International Security Policy	2
International Political Economy I	2
International Political Economy II	2
UN and NGOs	2
日米外交政策論	2
Regional Studies I	2
Regional Studies II	2
Human Security I	2
Human Security II	2
International Institutions	2
国際政治のデータ分析II	2
Quantitative Analysis in International Relations	2
<応用科目>	
Community Interests and International Law I	2
Community Interests and International Law II	2
軍縮・不拡散論	2
Gender and International Relations	2
Theories and Practices of International Security	2
東アジア国際関係	2
Peace Studies	2
New Approaches to International Law and Relations I	2
New Approaches to International Law and Relations II	2
紛争論	2
SDGs－理論と実践－	2
危機管理論	2
<事例研究>	
Japan's Foreign Policy Making II	2
国際政治と経済政策	2
特殊講義 (グローバル・ガバナンス)	2
地球環境と開発金融	2
メディアと国際政治	2
<ワークショップ等>	
グローバル・ガバナンス・ワークショップ I	2
グローバル・ガバナンス・ワークショップ II	2
Global Governance Seminar I	2
Global Governance Seminar II	2
Global Governance Seminar III	2
Global Governance Seminar IV	2
特別研究指導 I	2
特別研究指導 II	2
特別研究指導 III	2
特別研究指導 IV	2
Special Seminar for Research Paper Writing I	2
Special Seminar for Research Paper Writing II	2
Special Seminar for Research Paper Writing III	2
Special Seminar for Research Paper Writing IV	2
Supervised Reading for Double Degree Students	4

社会保障論Ⅰ**	2
社会保障論Ⅱ**	2
法と経済学**	2
政策決定過程論	2
<応用科目>	
現代行財政論Ⅰ**	2
現代行財政論Ⅱ**	2
比較政治外交論*	2
Euro-Asia Summer School	2
<事例研究>	
政策決定と経済団体*	2
EU論*	2
EU環境法*	2
市民社会論*	2
社会安全政策論*	2
国土交通論**	2
政策事例研究	2
サイバー領域と国際政治	2
特殊講義Ⅰ	2
特殊講義Ⅱ	2
特殊講義Ⅲ	2
特殊講義Ⅳ	2
特殊講義Ⅴ	2
(注) *は公共法政プログラム及びグローバル・ガバナンス・プログラム横断科目、**は公共法政プログラム及び公共経済プログラム横断科目、その他は3プログラム(公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム、公共経済プログラム)横断科目	

一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則

(目的)

第1条 この細則は、一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則（平成17年規則第25号。以下「教育部規則」という。）中、別に定めるように規定されている事項及び教育部規則の施行に必要な事項について定めるものとする。

(科目の履修)

第2条 学生は、各年度の始めに、各プログラム科目指導担当教員（アジア公共政策プログラムにあっては所属する「Seminar I・II」の指導担当教員）と面談を行い、その助言のもとで、履修科目の選択を行う。

(履修方法)

第3条 学生は、所定の要件に従い単位を履修し、44単位以上を修得しなければならない。ただし、公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム及び公共経済プログラム2年次においては、各プログラム科目指導担当教員がやむを得ない事由があると認めた場合、あるいは修学上特に必要であると認めた場合には、春学期及び夏学期又は秋学期及び冬学期に履修すべき選択科目の一部を秋学期及び冬学期又は春学期及び夏学期に履修することができる。

2 社会人1年コースに所属する者は、所定の要件に従い、44単位以上を履修しなければならない。ただし、プログラム科目指導担当教員がやむを得ない事由があると認めた場合、あるいは修学上特に必要であると認めた場合には、春学期及び夏学期又は秋学期及び冬学期に履修すべき選択科目の一部を秋学期及び冬学期又は春学期及び夏学期に履修することができる。

3 公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム及び公共経済プログラムにおいては、所属プログラム以外の科目を履修する場合は、所属プログラム及び履修を希望する科目の属するプログラム双方の科目指導担当教員の指導を受けるとともに、当該科目を担当する教員の許可を要するものとする。

(必修科目・選択科目・自由科目の履修)

第4条 必修科目は、所定の要件に従い、指定された学期に全員が履修しなければならない。

2 公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム及び公共経済プログラムにおいては、所属プログラムの科目指導担当教員が十分な学力があると認めた場合には、4単位を限度として、必修科目（ワークショップ及びコンサルティング・プロジェクトを除く。）に替えて、他プログラムの科目を履修することができる。

3 公共経済プログラムにおいては、科目指導担当教員が十分な学力があると認めた場合には、基礎科目のうち必修科目とされているものに替えて、経済学研究科のコア科目を履修することができる。

4 アジア公共政策プログラムにおいては、プログラム・ディレクター及び科目指導担当教員がやむを得ない事由があると認めた場合には、1年次に履修することとされている必修科目を2年次に履修することができる。

5 選択科目は、任意の科目を選択して必要単位を履修しなければならない。ただし、公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム及び公共経済プログラムにおいては、選択科目として、横断科目2科目・4単位以上を履修しなければならない。

6 必要単位を超えて履修した選択科目は、自由科目として履修したものとする。

7 公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム及び公共経済プログラムにおいては、所定の要件に従い、他プログラムの科目を自由科目として履修することができる。自由科目は、8単位を限度に、選択科目として読み替えることができる。

8 公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム及び公共経済プログラム1年次においては、必要単位数を超えて自由科目として履修した所属プログラムの選択科目は、4単位を限度に、所定の要件に従い2年次の選択科目として読み替えることができる。

9 公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム及び公共経済プログラムにおいては、当該プログラム科目指導教員が修学上必要であると認めた場合には、自由科目として本学他研究科の科目を履修することができる。ただし、別に定めるものを除くものとする。

10 アジア公共政策プログラムにおいては、当該プログラム科目指導教員が修学上必要であると認めた場合には、本学他研究科の科目を履修することができる。ただし、別に定めるものを除くものとする。

11 前項の規定に従い履修した本学他研究科の科目は、4単位を限度に、選択科目として読み替えることができる。ただし、本教育部教授会が特に認めた場合は、8単位を限度に、選択科目として読み替えることができる。

(インターンシップ)

第5条 公共法政プログラム及びグローバル・ガバナンス・プログラムのインターンシップを履修する者は、別に定めるインターンシップ要項に従い、「インターンシップⅠ～Ⅳ」(各1単位)のうちいずれかを履修しなければならない。

2 インターンシップは、2単位を限度に、選択科目の単位に算入することができる。

(コンサルティング・プロジェクト)

第6条 公共経済プログラムのコンサルティング・プロジェクトを履修する者は、「コンサルティング・プロジェクト指導Ⅰ」(2単位)、「コンサルティング・プロジェクト指導Ⅱ」(2単位)及び「公共政策ワークショップ」(2単位)、計6単位すべてを履修しなければならない。

(特別研究指導・研究論文)

第7条 公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム及び公共経済プログラムにおいては、教育部教授会が特に優秀と認めた場合、希望者は、1年次終了時(社会人1年コースの場合には1年次入学後)に、指導を希望する教員の承認を得て、2年次(社会人1年コースの場合には1年次)において「特別研究指導Ⅰ～Ⅳ」(各2単位)のうち4単位を限度に、履修することができる。ただし、外交政策サブプログラムにおいては、教育部教授会が特に優秀と認めた場合、希望者は、1年次終了時(交流協定に基づくダブルディグリー学生(以下「ダブルディグリー学生」という。))の場合には1年次入学後に、指導を希望する教員の承認を得て、2年次(ダブルディグリー学生の場合には1年次)において「Special Seminar for Research Paper WritingⅠ～Ⅳ」(各2単位)のうち4単位を限度に、履修することができる。

2 「特別研究指導Ⅰ～Ⅳ」及び「Special Seminar for Research Paper WritingⅠ～Ⅳ」を履修する学生は、日本語又は英語による研究論文を提出しなければならない。

3 「特別研究指導Ⅰ～Ⅳ」の単位は、修了所要単位には算入しない。ただし、社会人1年コースの学生又は教育部教授会で承認された学生は、「特別研究指導Ⅰ～Ⅳ」の単位を、修了所要単位に算入することができる。

4 「Special Seminar for Research Paper WritingⅠ～Ⅳ」の単位は、修了所要単位には算入しない。ただし、ダブルディグリー学生及び教育部教授会で承認された学生は、「Special Seminar for Research Paper WritingⅠ～Ⅳ」の単位を、修了所要単位に算入することができる。

(Seminar・Master's Thesis)

第8条 アジア公共政策プログラムにおいては、1年次及び2年次において「SeminarⅠ・Ⅱ」(各4単位)を履修し、Master's Thesisを提出しなければならない。

2 2年次において「SeminarⅡ」を履修するためには、指定された科目の単位を所定の要件に従い履修しなければならない。

(海外調査)

第9条 公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム、公共経済プログラム及びアジア公共政策プログラムの「海外調査」の履修については、別に定める海外調査要項によるものとする。

2 「海外調査」の単位は、修了所要単位には算入しない。

(本学他研究科学生の本教育部科目の履修)

第10条 本教育部においては、他研究科所属の学生に対し、各プログラム科目指導教員が修学上必要であると認め、本教育部教授会が承認する場合には、本教育部科目の履修を許可することができる。ただし、別に定めるものを除くものとする。

(履修登録の限度)

第11条 公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム及び公共経済プログラムにお

いては、各学年において履修しうる科目の単位数の限度は、36単位とする。ただし、国際・公共政策教育部長が修学上必要があるとして許可した場合はこの限りではない。

- 2 前項に定める単位数には、集中講義科目の単位数を含めないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、社会人1年コースにおいては、履修登録の限度は設けない。

(重複履修の制限)

第12条 同一教員が開講する同一科目（「インターンシップⅠ～Ⅳ」、「Workshop on Current Topics」、「Issues on Public PolicyⅠ～Ⅹ」及び「海外調査」を除く。）を重ねて履修することはできない。

(成績評価)

第13条 A及びA+評価を与える者の人数は、単位を修得した学生数の3分の1以下を目安とし、A+評価を与える者の人数は、A及びA+評価を与える者の人数の3分の1以下を目安とする。ただし、履修者が10名以下の講義については、この限りではない。

- 2 公共法政プログラム及びグローバル・ガバナンス・プログラムのインターンシップについては、事前教育、実地研究、事後教育と最終報告書及び派遣先から評価表が得られる場合には評価表をも考慮して、インターンシップ担当教員が成績評価を行う。
- 3 公共経済プログラムのコンサルティング・プロジェクトについては、コンサルティング・プロジェクト協力機関からの評価を考慮して、コンサルティング・プロジェクト担当教員が成績評価を行う。
- 4 公共法政プログラム、グローバル・ガバナンス・プログラム、公共経済プログラム及びアジア公共政策プログラムの海外調査については、調査結果に基づく報告書等を考慮して、海外調査担当教員が成績評価を行う。

(単位の授与)

第14条 履修科目の合格者に対しては、所定の単位を授与する。

(単位の認定)

第15条 単位の認定は、春学期及び夏学期の授業科目は夏学期末に行い、秋学期及び冬学期並びに通年の授業科目は毎学年末に行う。ただし、アジア公共政策プログラム及び外交政策サブプログラムの秋学期及び冬学期の授業科目は冬学期末に、通年の授業科目は夏学期末に単位の認定を行う。

- 2 前項の認定は、教育部教授会の議を経て学長が行う。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第16条 教育部規則第12条の規定に従い、本学他研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教育部規則第6条に定める単位として算入する場合には、以下の第1号から第3号の合計で16単位を限度とする。ただし、ダブルディグリー学生については、第2号と第3号の合計で16単位を限度とする。

- 一 本学他研究科の授業科目について修得した単位
- 二 外国の大学院の授業科目について修得した単位
- 三 他大学の大学院の授業科目について修得した単位

- 2 前項により算入した単位は、教育部規則第12条に基づく単位認定であることを成績表に明記する。

- 3 第1項第2号に掲げる単位を教育部規則第6条に定める単位として算入する場合には、振替認定又は科目認定により行うこととし、その方法は別に定めるところによる。

(補則)

第17条 前条の規定にかかわらず、アジア公共政策プログラムにおいては、同条第1項第1号に掲げる単位についてのみ、8単位を限度として、教育部規則第6条に定める単位として算入することができるものとする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年3月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月2日から施行し、改正後の一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則の規定は、平成25年9月30日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、アジア公共政策プログラムに関しては、平成29年度夏学期の最終日までの間、改正後の一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則第13条の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第6条、第10条及び第13条関係）

次表左欄に掲げる科目群の総称は、同表右欄に掲げる科目を示す。

科目群の総称	対応科目
インターンシップ	インターンシップⅠ インターンシップⅡ インターンシップⅢ インターンシップⅣ
コンサルティング・プロジェクト	コンサルティング・プロジェクト指導Ⅰ・Ⅱ リサーチ・セミナー
ワークショップ	公共政策セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 公共政策ワークショップ 公共法政ワークショップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ グローバル・ガバナンス・ワークショップⅠ・Ⅱ Global Governance SeminarⅠ Global Governance SeminarⅡ
海外調査	海外調査

別表第2の1（第12条関係）

改正前の規則別表中に示された科目のうち次表左欄に掲げる授業科目を履修した者は、同表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

旧規則上の授業科目	新規則上の授業科目
社会保障論	社会保障論 I
行政法基礎論	行政法概論
基礎行政法	行政法基礎論

別表第 2 の 2 (第12条関係)

第12条の規定にかかわらず、次表に掲げる科目は重ねて履修することができない。

平成18年度以前の授業科目	平成19年度以降の授業科目
行政法基礎論	行政法基礎論
基礎行政法	行政法概論

平成30年度以前の授業科目	平成31年度以降の授業科目
History of Cold War	US Foreign Policy
International Political Economy of Asia-Pacific	Theories and Practices of International Security
地球環境と開発援助	地球環境と開発金融
NGO/NPO論	市民社会論

令和元年 8 月 31 日以前の授業科目	令和元年 9 月 1 日以降の授業科目
Fundamentals of Econometric Methods	Fundamental of Econometric Methods I
	Fundamental of Econometric Methods II
Economics of Public Sector	Economics of Public Sector I
	Economics of Public Sector II
English Thesis Writing I-a	English Thesis Writing I
English Thesis Writing I-b	